

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下「本協議会」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、もって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、本協議会の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じて理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(種類及び開催)

第4条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、原則として毎事業年度の5月及び3月に開催するものとする。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催するものとする。

一 会長が必要と認めたとき

二 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

三 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

四 定款25条第5号の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が招集したとき

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号の後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集手続)

第6条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長がこれにあたる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、副会長があたるものとする。

(定足数)

第9条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 議長は、開会の宣言をした後、議事に入る前に理事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

3 前項の報告は、本協議会の事務局職員をして行わせることができる。

(議題の審議順序)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い、議題を付議する。

ただし、理事会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第11条 議長は、議題を付議した後、業務執行理事に対して当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。業務執行理事は、議長の許可を受けたうえで、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議の方法)

第12条 理事会の決議は、定款第33条の規定の定めによるものとする。

(決議の省略)

第13条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第14条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、定款第24条第3項による報告については、適用しない。

(決議事項)

第15条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- 一 評議員会の招集等に関する事項
- 二 理事に関する事項
- 三 組織等に関する事項
- 四 財産・財務に関する事項
- 五 重要な業務執行に関する事項
- 六 その他法令及び定款に関する事項

2 会長は、前項の決議事項(法定事項を除く。)であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。

ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

(採決)

第16条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

2 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(報告)

第17条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

(閉会)

第18条 議長は、すべての議事を終了したときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第19条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、理事会に出席した代表理事及び監事が議事録署名人として記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本協議会の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第20条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果について、欠席した理事及び監事に対して報告しなければならない。

(補則)

第21条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会の設立の登記の日
(平成25年4月1日)から施行する。

平成25年5月31日一部改正